受付日	令和7年4月16日
担当課	協働安全課
内 容	岩倉駅の西側の便利な場所に駐輪場を設置して欲しい。
回答	令和5年3月に交通死亡事故が発生したことから江南警察と協議した結果、歩行者の安全を確保するためアピタパワー岩倉店西側の自転車駐車場を廃止しました。この自転車駐車場を利用されていた皆様にご迷惑をおかけしたことについては承知しております。 駅に近い便利な場所に駐輪場をというご提案ですが、現時点では新たな自転車駐車場の整備の為の土地の確保は難しい状態であります。駅周辺には他にも自転車駐車場がありますので、ご不便をお掛けしますがご理解、ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

受付日	令和7年4月23日
担当課	環境政策課
内 容	令和7年4月からごみの収集日が変わったことで、ごみを出す 回数が増えた。 地域では高齢者も多く、ごみ出しの回数が増えたのは大変とい う声もよく聞く。 今回のごみ収集日変更に至った理由と市民への負担に対する見 解を聞きたい。
回答	4月よりごみの収集日の変更した理由としては、これまで「燃やすごみ」と「プラスチック製容器包装資源」は、収集の曜日が重なっており、集積場所によっては、ごみの量が多くネットに入りきらない。そのごみをカラスが荒らし、ごみが散乱するという問題がありました。 このような状況の中、区長や地区の環境委員、また市民からも「燃やすごみ」と「プラスチック製容器包装資源」の収集日を分けて欲しいといった要望を多くいただいており、この度、プラスチック製品の資源化を行うにあたり、「燃やすごみ」と「プラスチック資源」の収集の曜日の見直しを併せて行うことで、カラス被害等の問題を解決することも目的の一つとして行っています。市では、ごみの減量化・資源化を推進しています。特に「燃やすゴミ」は雑紙等資源となるものをしっかりと分別することでごみ出しの回数も減らすことが可能となります。

受付日	令和7年5月1日
担当課	企画財政課
内 容	お米が高くて買えない。お米券が欲しいと思うが以前のように 配布する予定はないか?
回答	おこめ券を配布する予定は現在のところありませんが、今年度は物価高騰対策事業として水道料金(基本料金)の免除(4か月間)を実施するほか、市内対象店舗において PayPay アプリで支払いをするとポイントが付与される「キャッシュレスでいわくらしやすい第3弾! PayPay 利用で最大 10%戻ってくるキャンペーン」(令和7年6月1日(日)~30日(月))などを行います。

受付日	令和7年5月9日
担当課	生涯学習課
内 容	図書館に雑誌「NHKラジオ深夜便」を置いてほしい。
回答	図書館では、社会的な需要や公共的側面、また利用者様のご意見・ご要望など、幅広い視点から選書を行っています。現在、雑誌については106誌を購入しており、また、雑誌の選書については、廃刊や休刊の際などの機会を捉えて必要に応じて見直しております。 今回いただいたご意見については、今後選書していく際の参考とさせていただきます。

受付日	令和7年5月9日
担当課	環境政策課
内 容	五条川左岸城跡橋近くにある岩倉城址の案内看板がゴミの集積 場所になっている。近くを通るたびに悲しい気持ちになる。案内 看板のすぐ横にでも集積場所を設置することはできないか。
回答	現地を確認したところ、集積場所のアミが案内看板を覆っており、集積場所と一体化している状況でした。 地域の集積場所は各行政区に管理をお願いしているため、状況を区長に説明し、集積場所を案内看板の隣に移動してもらい、案内看板が見えるようにしました。

受付日	令和7年5月26日
担当課	環境政策課
内 容	燃えるゴミの収集日でない日にゴミを捨てている人がいる。 カラスに漁られ散らかっている。注意してください。
回答	ご指摘のごみの集積場所は区で管理していただいていることから、この状況を区長に連絡し、一緒に現場確認をしていただいた上で、新たに注意喚起の看板を設置しました。 なお、散乱しているごみの中に個人名が記載された薬袋の写真が添付してありましたが、まずは、新たな看板を設置した効果について経過を観察させていただきたいと思います。

受付日	令和7年5月27日
担当課	学校教育課
内 容	東小学校のトイレ問題 汚いのでなんとかしてほしい。
回答	岩倉東小学校のトイレは、全体的に老朽化が進んでおり、設備も旧式であるため水を流すと流れが悪い箇所も見受けられます。 部分的な修繕は実施していますが、根本的な解消に至っていないのが現状で、日々の学校教職員や児童による清掃活動等により清潔を保つよう努めています。 本市では、学校施設長寿命化計画に基づき、建築年度の古い校舎から順番にトイレの洋式化及び乾式化、給排水等の改修を計画的に行っており、岩倉東小学校の場合は、現在のところ令和8年度に設計を行い、令和9年度に北館を、令和10年度に南館を実施する予定としています。

受付日	令和7年6月9日
担当課	生涯学習課
内 容	岩倉市野寄テニスコートの利用に関する「公平性」と、岩倉市テニス協会の「会員資格管理の徹底」について、見直しと是正を求めます。 1.「1日1枠(2時間)」制限下での協会への長時間優遇について・テニス協会による長時間・複数面の占有について、その正当性や運用ルールの根拠を市民に対して明示してください。・特定団体による優遇が疑われる状態を解消し、一般市民への公平性、利用機会が確保されるよう、土日の運用方針を見直してください。 2. 岩倉市テニス協会の会員資格の確認体制について岩倉市テニス協会の入会条件は、「岩倉市内に在住または在勤の16歳以上の方」とされています。しかしながら、・転出して市外在住となった会員がそのまま在籍し続けている、・入会時の在住・在勤資格の確認が曖昧なまま紹介入会が行われている、といった例があり、会員管理が形骸化していることが懸念されます。 ・入会・継続時に在住・在勤の条件をきちんと確認する体制を協会に指導してください。 ・市外在住のまま在籍している会員の扱いや、今後の管理運用方針を市として監督・是正してください。公平な運営と、透明性ある団体活動が行われるよう、ご対応を強くお願い申し上げます。
回答	1. テニスコートの利用について 特定団体の土日祝日における長時間・複数面の利用につきましては、ご指摘のとおり、一般市民や他団体との間に差異が生じていることは認識しております。 岩倉市テニス協会は、「社会教育関係団体」に該当する「岩倉市スポーツ協会」の加盟団体であり、社会教育関係団体は市の行事等に多大な協力をいただくなど公益性を備えた団体として認定していることから、施設予約において一定の配慮をしております。 また、岩倉市テニス協会には約100名の会員がおり、個別予約とした場合、現状以上の予約が想定されるため、現行の運用は一種の利用調整としての側面もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 2. 岩倉市テニス協会の会員管理について岩倉市テニス協会の会員資格に関するご意見につきましては、団体にお伝えさせていただきます。 本市としましては、岩倉市テニス協会を含む各種団体の管理監

督をする立場ではありませんが、運営につきましては自主性を尊
重し、より良い活動につながるよう支援してまいります。

受付日	令和7年6月16日
担当課	行政課 環境政策課
内 容	入鹿池での自衛隊機墜落頃から、八剱町上空で低空飛行が多く みられ、非常に大きな音がする。市役所には何か連絡など入って いますか。また八剱憩いの広場で騒音測定などをお願いしたい。
回答	八剱町上空での低空飛行について、自衛隊からの連絡は入っていません。 また、市では、愛知県が県営名古屋空港周辺の環境調査の一環として、毎年実施しております、岩倉市との市境付近である小牧市小木を始め、複数地点(16 か所)における航空機騒音測定の公表数値の把握に努めております。 このことから、現在のところ市独自で騒音測定を行う予定はございませんが、引き続き騒音測定結果の状況を注視してまいります。

受付日	令和7年6月20日
担当課	生涯学習課
内 容	1.総合体育文化センターの予約枠の見直しと利用実態について 2.岩倉市立学校体育施設開放要綱の緩和について
回答	1.総合体育文化センターの予約枠の見直しと利用実態について現在、市や学校、社会福祉協議会のほか、岩倉市スポーツ協会の加盟団体等、公共性・公益性の高い団体については、年間利用計画により優先的に利用を許可しております。これらの団体では、イベント等の開催に伴い前日に会場準備を行う場合があり、準備後は予約が入っていても利用者の姿が確認できないということはあります。また、アデリア総合体育文化センターの利用時間は、2時間ごとの区切りとなっており、必ずしも利用枠の開始時間や終了時間に合わせて利用していない場合もあります。 利用者によって様々な利用方法がありますが、利用しなくなった予約枠については、他の方が利用できるようにするため、変更やキャンセルを適切に行っていただくよう、関係団体に周知していきます。 2. 岩倉市立学校体育施設開放要綱の緩和について現在、市内の小中学校屋内運動場にて空調設備設置工事を進め、今年10月末の工事完了を目指し、安全にスポーツができる環境を整えています。この整備に併せて、令和8年4月からは一般の市民グループの方も小中学校屋内運動場を利用できるよう準備しているところです。

受付日	令和7年6月23日
担当課	こども家庭課
内 容	本年6月より育休退園が廃止されたが、それ以前に育休退園と なった家庭の救済措置として、育休明けの再入園を優先的に扱う 「育休明け優先枠」を設けてほしい。
回答	育休退園については、保育園に通う園児の保護者から、退園することにより、家庭で乳幼児を複数見ることが不安で、早期の第2子、第3子の出産を躊躇してしまうという声を受け、市としても少子化に歯止めをかけるため廃止したものです。 保育園の入園にあたっては、できるだけ広く保護者のご要望に応えることができるよう、保育園入園選考基準指数に基づいて、保護者の就労時間等から保育の必要性を数値化し、優先度を計り、選考しておりますが、現在は過去に育休退園された場合の加点項目はありません。 なお、指数が同点となった場合には、保育園に在園しているもしくは同時に新規入園の申込みをしている兄弟姉妹が多いほうを優先するという取扱いをしており、育休からの復職において、第1子と第2子を同時に申込された場合には、第1子のみの申込みの方よりも優先される場合があります。 この入園選考基準指数については、保護者の皆様のご意見を始め、国・県の通知、他市町の事例、社会情勢等を考慮し、今後も適宜見直しを行っていきます。

受付日	令和7年6月25日
担当課	税務課 市民窓口課
内 容	未登記家屋の課税台帳登録名義人変更申請に係る旧名義人の戸 籍謄本の提出書類の内容及び提出時の職員の対応について改善を 求める
回答	この度は、不要な書類(出生から死亡に至るまでの戸籍謄本)をご提出いただくこととなり、大変申し訳ありませんでした。また、提出書類である戸籍謄本や遺言書は公的に重要な書類であり、慎重に取り扱うべきものと認識しております。対応した職員の取扱いが不適切であったことを重ねてお詫び申し上げます。いただいたご意見の趣旨を十分理解し、市役所での各種手続きに関して、お尋ねいただいた内容に対して正確かつ確実に案内すること、また、来庁された方が不快な思いをしないよう接客を着実に行うよう職員に周知徹底をいたします。

受付日	令和7年6月30日
担当課	上下水道課
内 容	ホームページの「水道の使用開始と中止手続き」のページに「インターネットを利用して届出ることができます。電子申請・届出システムをご利用ください。」とあるものの、電子申請・届出システムへのリンク/バナーが無く不便である。 また、ページを良く読んでいない人は電子申請を行わず、電話で水道局に依頼していると考えられる。このページを見た人が迷わず電子申請ページに移行できるよう、適切に誘導を行ってほしい。
回答	ご意見を受け、ホームページの「水道の使用開始と中止手続き」 のページに、使用開始届と使用中止届に係る電子申請のページの リンクを追加し、スムーズに電子申請の手続きが行えるよう修正 しました。

受付日	令和7年7月4日
担当課	生涯学習課
内 容	岩倉市の施設の使用料について市内・市外利用者で差をつけて ほしい。
回答	ご指摘いただきました施設の使用料について、公共施設は市民の皆様の税金により整備・運営されているという観点から、市としましても同様の認識を持っております。 現在、本市では公費負担と受益者負担の割合や負担の公平性等を図るため、使用料・手数料等を見直しているところです。その中で、市内利用者と市外利用者で施設使用料に差を設けることについても検討を進めています。

受付日	令和7年7月7日
担当課	学校教育課
内 容	小学校のクーラー設備が設置された学校から順に早急に使用さ せてあげてほしい。
回答	小学校屋内運動場の空調設備設置工事については、現在、学校 や施工業者等と打ち合わせを行いながら工事を進めているとこ ろです。工期としては、夏休み期間を中心に工事を行い、竣工検 査を含めて10月末までとしています。稼働時期については各学 校の工事の進捗状況をみながら、できるだけ同時期に早い稼働を 目指していきたいと考えています

受付日	令和7年7月8日
担当課	学校教育課
内 容	岩倉東小学校のトイレの改善
回答	岩倉東小学校のトイレは、全体的に老朽化が進んでおり、設備も旧式であるため水を流すと流れが悪い箇所も見受けられます。部分的な修繕は実施していますが、根本的な解消に至っていないのが現状で、日々の学校教職員や児童による清掃活動等により清潔を保つよう努めています。 本市では、学校施設長寿命化計画に基づき、建築年度の古い校舎から順番にトイレの洋式化及び乾式化、給排水等の改修を計画的に行っており、岩倉東小学校の場合は、現在のところ令和8年度に設計を行い、令和9年度に北館を、令和10年度に南館を実施する予定としています。トイレのスリッパについては、速やかに必要個数を設置しました。また、トイレ手洗い場の修繕については、学校と相談しながら適宜、改善に努めていきたいと考えております。 学校施設の改修につきましては、状況等の把握に努め、優先順位を決めて実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

受付日	令和7年7月14日
担当課	協働安全課
内 容	市の掲示板に特定の神社の予定、案内が貼ってあるが、他の宗 教の案内等も平等に貼れるようにしてほしい。あるいは、宗教関 係を一切貼らないようにしてほしい。
回答	各地域にある掲示板は行政区の所管であり、運用は行政区により行われています。したがいまして、ポスター等を掲出するかしないかは、行政区の判断によるものとなります。

受付日	令和7年7月18日
担当課	商工農政課
内 容	水路上を不法占有しているものがあるので撤去してほしい。
回答	ご指摘の箇所については、市としても以前より不法に占用している者に対し、私物等を撤去するよう指導を行い、一部の物が撤去されていることを確認しています。 ご指摘以降にも指導へ行きましたが、今後も引き続き、撤去されるまで指導していきます。

受付日	令和7年7月25日
担当課	環境政策課
内 容	ごみ捨てアプリ「さんあーる」についてですが、Amazon のアレ クサスキルでも使用できるようにしてほしい。
回答	契約会社へ確認をしたところ、アレクサスキルでも当アプリは 利用可能であるとのことでしたので、導入に向けて作業を進めて いきたいと考えております。

受付日	令和7年7月28日
担当課	上下水道課
内 容	居住している物件の水道料金は管理会社経由で徴収されている。今回、引っ越しするにあたり、水道料金の確認をしたところ 基本料金の免除がされていなかったため管理会社に確認したところ「この物件は水道料の基本料金の免除はない」と言われた。この管理会社が言っていることは正しいのか? なお、過去に同様の基本料金免除の施策があった時も、基本料金は免除せず全額徴収していたとのこと。
回答	水道料金の基本料金の免除につきましては、物価高騰の影響などによる市民及び事業者の経済的な負担を軽減するため、2期4か月分を対象に実施しています。 該当の共同住宅につきましては、建物所有者様の選択により、親メーター検針による戸数割方式としており、4月検針分及び6月検針分を対象に、使用戸数分の基本料金を免除したうえで、建物管理者様に水道料金を請求しています。 従いまして、ご意見にありました「この物件は水道料の基本料金の免除はない」というのは事実と異なります。また、「過去に同様の基本料金免除の施策があった時も、基本料金は免除せず全額徴収していたとのこと。」とありますが、過去においても、今回と同様に使用戸数分の基本料金を免除して水道料金を請求しています。 なお、建物管理者様に対しては、4月検針時に別紙「水道料金の基本料金免除についてのお知らせ」を配布させていただき、各入居者様に対する基本料金免除分についてご配慮いただくようにお願いをしていますが、管理会社様が各入居者様へ水道料金を請求する方法については、市で把握をしていませんのでご了承ください。

受付日	令和7年7月30日
担当課	こども家庭課
内 容	2026 年 5 月に施行が予定されている「共同親権制度」に関する 民法改正は、親子関係に直結する極めて重要な制度変更で、親同 士の協議と合意形成を促し、子どもの最善の利益を中心とした共 同養育の実現を目指す制度改革なので、周知の徹底をお願いしま す。
回答	ご提案にありますように、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、子どもの最善の利益が確保されるよう、ホームページでの周知を行い、窓口にパンフレットを設置するとともに、ひとり親家庭に関する相談の際には、制度の案内をする等の周知・啓発に努めてまいります。

受付日	令和7年8月1日
担当課	生涯学習課
内 容	岩倉市内に学習室を増やしてほしい。 現状、図書館2階にしか設けられていないため、図書館が休み の日などは学生の勉強する場所がない。生涯学習センターに設け れば図書館が休みの日や平日の夜間でも活用できるのではない か。
回答	生涯学習センターの学習室の確保につきましては、文化活動などで部屋を利用されている団体等との兼ね合いなど課題が多くある状況です。生涯学習センターの利用等に関しましては、引き続き研究してまいりたいと考えます。また、アデリア総合体育文化センターの2階窓際にも自習できるスペースが設置されておりますので、ご活用ください。

受付日	令和7年8月4日
担当課	環境政策課
内 容	五条川沿いに設置されている公衆トイレ、特に東町及び八剱町 のトイレが非常に汚い。明るく綺麗な公衆トイレの管理をしてほ しい。
回答	尾北自然歩道沿いの休憩所にある公衆トイレは、有償ボランティア団体へ定期的な清掃をお願いしており、ご意見いただいた東町及び八剱町のトイレは毎日1回の清掃を行っているところであります。 また、不特定多数の方がご利用される施設であり、これまでも利用者に対し、きれいに使っていただくよう貼り紙などで注意喚起するなど努めていますが、今回いただきました市民の声を受けまして、引き続き利用者に対し呼びかけを行うとともに、適切な清掃に努めてまいります。

受付日	令和7年8月7日
担当課	こども家庭課
内 容	ファミサポのマッチングに関する対応の改善を求める。 ・一部の人のためだけのサービスになっていないか。 ・援助会員の管理を怠っていないか。
回答	ファミリーサポート事業については、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(援助会員)が、お互いに助け合って子育て支援を行うものです。 ご指摘のありました延べ人数に比べて新規会員が少ないことについて、一部の人へのサービスになっていないかという点ですが、新規会員の利用件数はその年度によって大きく変動します。 1人でも毎日の学校の送り等での利用があれば、新規会員1人で延べ利用は200回を超えることとなります。 また、利用ができるのは、市内在住で小学校6年生以下の子を養育する人で、子育ての援助を受けたい人としておりますので、一部の人のためのサービスにはなっていないと考えます。次に、研修につきましても、依頼会員、援助会員になりたいという申込があり次第、随時日程調整の上、初回の研修を行っていることに加え、毎年会員の交流会や救急救命講習会を実施し、会員間の交流や研修等の機会を設けております。 最後のご指摘にあります申請を取り下げた場合の取扱いについては、ケースごとに異なることから、一概に実績に含むものではないと考えます。 この事業については、会員同士の善意により行っていることから、依頼会員の依頼にすべて対応できないこともあります。一方で、援助会員数が依頼会員数に対して少ないという側面もあることから、援助会員数を増やす取り組みを実施していきたいと考えております。